

水道施設運転管理業務

-提案評価基準-

令和8年6月
大崎市上下水道部

この提案評価基準は、大崎市水道事業(以下「市」という。)が実施する大崎市水道事業包括業務のうち、水道施設運転管理業務、(以下「本業務」という。)を受託する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者(以下「参加者」という。)に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである(これらの書類を総称して、以下「実施要領等」という。)

- ① 実施要領
- ② 要求水準書
- ③ 性能仕様書
- ④ 様式集

参加者は、実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

なお、大崎市水道事業包括業務のうち、水道料金収納等業務及び給排水装置等関連業務は、別途募集及び選定を行う。

第1 審査方法

1 審査方式

本業務は、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、業務提案による技術面等の非価格要素とともに提示された提案見積金額を総合的に評価する。

2 委員会の設置

市は、業務提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「大崎市水道事業包括業務委託に係るプロポーザル審査委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。委員会の委員は、有識者及び水道学識経験者等により構成され、提案評価基準に基づき業務提案書等の審査を行う。

第2 審査内容

1 プロポーザル参加資格の確認

(1) 必要書類の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、実施要領等にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 参加資格の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が実施要領等に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 業務提案審査

(1) 必要書類の確認

市は、参加者から提出された業務提案書について、実施要領等にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

なお、参加者が多数あるなど、市及び委員会が必要と判断した場合は、市において「第3総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

市及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

なお、参加者が多数あるなど市において事前審査を実施した場合は、委員会での審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

(3) 提案内容審査

委員会は、業務提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「第3総合評価点の算出方法」に基づき得点化(技術評価点の算出)を行う。

市は、提案見積金額について「第3総合評価点の算出方法」に基づき得点化(価格評価点の算出)を行う。

(4) 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

(5) 優先交渉権者の選定

委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選定する。

優秀提案が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を優秀提案者として選定する。この場合において、技術評価点が高点であるときは、委員会に諮って優先交渉権者を選定する。

3 優先交渉権者及び受注者の決定

市は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、契約交渉を行う。契約締結は、市が別途発注する「水道料金収納等業務」及び「給排水装置等関連業務」の優先交渉権者とSPC(特別目的会社)又はJV(共同企業体)等の企業体を結成することを前提とし、受注者を決定する。

市は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

第3 総合評価点の算出方法

1 配点方針

業務提案書で、求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ700点及び300点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点＝技術評価点(700点満点)＋価格評価点(300点満点)

ただし、技術評価点が280点未満の場合は、上下水道部で履行能力確認調査をする場合がある。

2 業務提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、業務提案書の審査項目、内容及び配点は表1のとおりとする。

表1 業務提案書の審査項目、内容及び配点

審査項目	審査の視点	配点
(1) 会社内容に関する事項		
① 会社の規模, 財務・経営状況	将来にわたり安定した業務を行う経営基盤	20
② ISO(9001, 14001)等の取得状況	品質・環境等への会社としての体制	15
(2) 受託実績に関する事項		
③ 浄水能力20,000m ³ /日以上 ¹ の浄水場の運転管理の受託実績	同規模以上の浄水場運転管理を行っている実績	20
④ 第三者委託の受注実績	第三者委託を受託している実績	20
⑤ 包括業務委託の受注実績	包括業務委託でのSPC・JV等の運営実績	25
(3) 受託水道業務技術管理者に関する事項		
⑥ 水道施設運転管理業務における受託水道業務技術管理者の業務範囲	要求水準書及び性能仕様書等に関する理解	25
⑦ 受託水道業務技術管理者としての責任	受託水道業務技術管理者としての責任の理解及び意欲	20
⑧ 包括業務委託の受託水道業務技術管理者としての業務範囲	包括業務委託の理解及び意欲	20
(4) 業務全般に関する事項		
⑨ 業務施行計画	業務全般への理解	30
⑩ 水道技術管理者及び浄水施設管理技士2級等の配置計画	必須資格要件の理解	20
⑪ 業務上必要な資格者の配置計画	要求水準書及び性能仕様書等に関する理解	20
⑫ 資格者欠員時の体制	有資格者の補充体制	15
⑬ 業務の指揮命令系統	業務の責任体制と指揮命令系統の整理及び確立	10
⑭ 業務従事者の教育	業務従事者の研修・指導・資格取得に関する会社の体制	10
⑮ 業務準備の体制	業務準備期間内の体制とスケジュール	10
⑯ 業務履行困難時の対応	業務履行困難時の応援体制及び他社への業務引継等の体制	15

審査項目	審査の視点	
(5) 運転操作監視業務に関する事項		
⑰ 運転操作監視業務計画	業務従事者の配置及び業務内容	20
⑱ 緊急時対応	緊急時の体制及び装備	20
⑲ 漏水等通報時の電話対応	電話対応及び業務内容	10
(6) 保全管理業務に関する事項		
⑳ 浄配水施設等の維持管理計画	業務従事者の配置及び計画	20
㉑ 施設の修繕・改修の監督及び計画	監督業務の体制及び計画	10
㉒ 緊急時対応	緊急時の体制及び業務内容	15
(7) 水質管理業務に関する事項		
㉓ 水質管理計画	水質管理の体制及び管理目標	10
㉔ 水質検査計画	水質検査の体制	10
(8) その他技術業務に関する事項		
㉕ 環境整備計画	環境整備に対する考え	10
㉖ SDGs [※] の取り組み	持続可能な開発目標	15
㉗ 補助業務等	施設見学者対応等の体制	10
(9) 事務業務に関する事項		
㉘ ユーティリティー調達の品質管理と計画	ユーティリティー調達の体制	20
㉙ 備品・消耗品調達の品質・在庫管理	備品・消耗品調達の管理体制	10
(10) 外注委託等に関する事項		
㉚ 外注委託の発注及び工程管理	外注委託をする業務の計画及び工程管理体制	20
㉛ 緊急修繕時の体制	緊急修繕時の専門事業者との連絡体制	25
(11) 危機管理体制に関する事項		
㉜ 災害時の危機管理体制	上下水道部との連携及び体制	20
㉝ 災害時の支援体制	災害時の県内外からの支援体制	20
㉞ 感染症への対策	集団感染発生時の県内外からの支援体制	20
㉟ リスク分担	リスク分担に関する考え方	20
(12) 地域貢献に関する事項		
㊱ 地元経済への考え方	物品調達・外注委託等の大崎市内業者への発注計画	20
㊲ 地元雇用への考え方	大崎市内在住者の雇用計画	20
㊳ 広報について	情報提供の計画	5

審査項目	審査の視点	
(13) その他業務提案に関する事項		
③⑨ 提出見積り金額内での提案	サービスの向上及び業務の効率化に繋がる業務・技術提案計画	25
(14) 包括業務に関する事項		
④⑩ SPCまたはJV等の新企業体等結成(案)	企業体結成及び運営計画(案)	10
④⑪ 包括業務の実施体制(案)	包括業務の実施及び連携体制(案)	15
④⑫ 広報等について(案)	新企業体等結成の市民への情報提供及び業務における情報提供計画(案)	5
技術評価点計		700
価格評価点計		300
合 計		1,000

※SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。

3 評価点の算出方法

表2に示す5段階評価による得点化方法により 審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表 2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に秀でて優れている	配点×1.0
B	当該審査項目について、秀でて優れている	配点×0.75
C	当該審査項目について、優れている	配点×0.5
D	当該審査項目について、優れている点は見当たらない	配点×0.25
E	当該審査項目について、審査要件が示されていない	配点×0

ただし、審査項目のうち「価格評価点」は、以下により得点化する。

① 業務提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、提案見積書に記載された金額(以下「提案見積金額」という。)が、提案上限金額を超える者は失格とする。

提案上限価格:1,768,620,000円(税抜)

② 提案見積金額が、提案上限金額以下の参加者の得点は、次の式により求める。

* 見積率が75% < 見積率 ≤ 100%における価格評価点

見積率が105%における価格評価点が0点、見積率75%における価格評価点を300点とした場合の2点を通る楕円の式

$$\left[Y = (B^2 \times (1 - X^2 / A^2))^{1/2} \right]$$

見積率: 提案見積金額 / 提案上限価格 [小数点以下第3位四捨五入]

Y: 価格評価点, X: (見積率 - 75%), A: 30, B: 300点

* 見積率が75%以下の場合の価格評価点は300点とする。